

「認知症高齢者等への地域支援に関する実態調査-早期対応を中心として-」の結果 に基づく勧告に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

令和4年1月21日

【勧告先】厚生労働省 【勧告日】令和2年5月12日 【回答日】令和3年12月16日（改善状況は令和3年11月30日現在）

背景と目的

- 認知症高齢者の数は、平成24年の約462万人から、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年には約700万人（65歳以上高齢者の約5人に1人）に達する見込み
- 認知症は早期の対応が重要とされていることを踏まえ、平成26年の介護保険法改正により全市町村に置かれることとなった「認知症初期集中支援チーム（支援チーム）」の実態、認知症医療の中核を担う「認知症疾患医療センター（医療センター）」の事業評価の実態などを調査

ポイント

- 勧告時、厚生労働省に対し、今後の認知症施策を実効あるものとするため、
 - ① 認知症初期集中支援に係る各地の実例の把握・分析、地域の実情に応じ柔軟に選択可能な支援スキームなどの市町村への提示
 - ② 医療センターの事業評価の適正化など4事項について対応を求めた。
- これを受け、厚生労働省では、
 - ① 令和2年度に支援チームの設置場所・機関に着目して各地の実例を調査研究し、活動環境の差異に応じた設置・運用のポイントを市町村に周知。また、令和3年度、認知症の早期発見・早期対応の具体的活動事例やその際の関係機関の役割分担などに関して調査研究を行っており、その結果を踏まえ、地域の実情に応じた支援スキームを示すなどの対応を予定
 - ② 医療センターの事業について、都道府県等が実施状況を評価し、問題解決に向けた取組等を検討すること、また、その評価は都道府県域における機能・体制の評価であることを実施要綱等で明確化など、勧告した事項について必要な取組が進められている。

※ 詳細は次ページのとおり

1. 地域の実情に応じた認知症初期集中支援の推進

【制度の概要】

- 支援チームの役割は、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価。速やかに適切な医療・介護サービスなどの利用につなげる初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うこと（認知症専門医1名及び医療・介護の専門職2名以上で構成）

主な勧告（調査結果）

- ① 各地の認知症高齢者に対する支援の実例を把握・分析し、その結果を踏まえ、地域の実情に応じて選択可能な支援スキームを市町村に示すこと。
- ② 認知症高齢者への初期集中支援によって上げるべき効果を明確にするとともに、その効果を評価できる指標を市町村に示すこと。

- ・ 支援チームの配置場所、配置数は市町村の人口規模や高齢者数にかかわらず様々で、既存の地域包括支援センターなどと様々な形で役割分担し、一定の実績をあげている例あり
 - ・ 支援チームによる支援は初期ではなく、対応困難事案に偏る傾向
- ⇒ 認知症初期集中支援の実績や効果は、支援チームだけではなく、地域包括支援センターなどと一体的に捉えることが必要

主な改善措置状況

- 令和2年度に支援チームの設置場所・機関に着目し各地の実例に関する調査研究を行い、活動環境の差異に応じた設置・運用のポイントを市町村に周知（令和3年3月）
- 令和3年度は、認知症の早期発見・対応の具体的活動事例や支援チームと地域包括支援センター等の役割など、支援チームの在り方と効果的な活動に関する調査研究を実施中。結果を踏まえ、市町村に対し、地域の実情に応じた支援スキームを示すなどの対応を検討中
- 支援チーム設置後の効果に関する研究結果を踏まえ、特に重要・有用と考えられる指標や評価結果の地域全体の認知症初期集中支援体制の構築への反映などについて市町村に周知、活用を要請

2. 医療センター運営事業の目的に即した評価の推進

【制度の概要】

- 医療センターは、地域における認知症医療提供体制の拠点。専門的医療機能（鑑別診断とその初期対応、症状増悪期の対応、専門医療相談など）、地域連携拠点機能（認知症疾患医療連携協議会の設置、運営など）、日常生活支援機能（診断後の相談支援など）を持つ

主な勧告（調査結果）

- ① 都道府県等による各医療センターの事業内容の評価の要否を検討すること。
- ② 圏域ごとや都道府県全体で医療センターの医療提供に関する機能及び体制を評価することを実施要綱に明確に位置付けること。医療センターの実績報告書の鑑別診断件数などの計上方法が区々とならないよう改善方策を講ずること。

- ・ 都道府県等が行う各医療センターの事業評価は約5割が未実施。圏域や都道府県全体での機能体制の構築に係る評価の実施について位置付けなし
- ・ 調査した23都道府県中10都道府県（43.5%）で、鑑別診断件数等の計上方法が医療センターごとに区々

主な改善措置状況

- 医療センターの事業について、実施要綱等において、都道府県等が、協議会（都道府県内の保健医療関係者等で組織）を活用して実施状況の評価し、必要な課題等を抽出、問題解決に向けた取組等を検討すること、また、その評価は都道府県域における機能・体制の評価であることを明確化（令和3年3月）
- 医療センターの実績報告書の記載内容について、データ入力のルール統一化・明確化、記載に関する留意事項の見直し等を実施（令和3年1月）

認知症高齢者等への地域支援に関する実態調査-早期対応を中心として- の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（フォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成30年8月～令和2年5月
- 2 対象機関 調査対象機関：厚生労働省
関連調査等対象機関：都道府県（23）、市町村（62）、認知症疾患医療センター（55）、民間事業所（認知症対応型
共同生活介護）

【勧告日及び勧告先】 令和2年5月12日 厚生労働省

【回答年月日】 令和3年12月16日 厚生労働省 ※改善状況は令和3年11月30日現在

【調査の背景事情】

- 認知症高齢者は、平成24年時点で約462万人存在し、今後の高齢化の進展に伴い、令和7年には、約700万人（65歳以上高齢者の約5人に1人）に達する見込みとなっており、認知症への対応は、我が国の喫緊の課題である。
- この調査は、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）に基づく認知症高齢者への早期対応を中心とした実効ある施策を推進するため、認知症高齢者等への地域の支援に関する多様な実態を把握して課題を明らかにし、関係行政の改善に資することを目的に実施したものである。

勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>1 認知症高齢者への早期対応に係る取組の推進 (1) 地域の実情に応じた認知症初期集中支援の推進 (所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、認知症高齢者に対して実効ある初期集中支援がなされるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 市町村の規模や高齢者数、支援チームの配置場所などを踏まえ、支援チームと地域包括支援センターの役割分担を含めた認知症高齢者に対する支援の実例を把握・分析し、その結果を踏まえ、地域の実情に応じて選択可能な支援スキームを市町村に示すこと。</p> <p>② 認知症高齢者への初期集中支援によって上げるべき効果を明確にするとともに、その効果を評価できる指標を市町村に示すこと。</p> </div> <p>(説明) ＜制度の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村は、「地域支援事業実施要綱」に基づき、認知症初期集中支援推進事業を実施。同事業の目的は「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」という。）を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築すること」とされている。 ○ 支援チームは、「地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む病院・診療所等に配置する」とされ、認知症専門医1名及び医療・介護の専門職2名以上で構成。令和元年9月末をもって、全市町村に配置 ○ 支援チームの役割は、「認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活の 	<p>→ 今回の勧告を踏まえ、令和2年度の「老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）」（以下「健康増進等事業」という。）において、「認知症初期集中支援チームにおける効果的な活動に関する調査研究事業」を実施し、令和3年3月に報告書を取りまとめ、市町村に対して周知した。</p> <p>同調査研究事業は、支援チームの設置場所・機関に着目した調査等を行い、それらの特徴を明らかにし、それぞれの機能の強みを活かしたチーム活動の実施に資するデータや事例の収集を行うことを目的に実施したもので、総務省による指摘事項にも留意しながら調査・取りまとめ等を行ったものである。</p> <p>(https://www.ncgg.go.jp/ncgg-kenkyu/roken.html)</p> <p>具体的には、市町村の支援チームの設置方針や設置場所・機関の特性等の活動環境によって支援対象者や具体的な活動内容に違いが認められ、市町村において担う役割や機能が異なっていることが明らかとなったことから、支援チームの更なる機能発揮、チーム活動の充実に向けては、これらの差異に応じて設置・運用されることがポイントになることを示したものである。</p> <p>また、令和3年度健康増進等事業では、「認知症初期集中支援チームの在り方と効果的な活動に関する調査研究事業」を実施しており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援チームによる、認知症の早期発見・早期対応、対応困難事例等への支援の具体的な活動事例の収集・分析、 ・支援チームと地域包括支援センター等の関係機関との役割の明確化、 ・支援チームの強みを活かした活動や早期対応策の今後の在り方等についての検討、 <p>を行っている（報告書は令和3年度末までに取りまとめ）。これらの結果を踏まえた上で、全国担当課長会議の場等において</p>

<p style="text-align: center;">報告事項</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省が講じた改善措置状況</p>
<p>サポートを行う」こと。</p> <p>＜主な調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従来から認知症高齢者等への支援を行ってきた地域包括支援センター等と、新たに配置することとされた支援チームとの役割分担を市町村がどのように捉え、整理するかにより <ul style="list-style-type: none"> ・支援チームの配置場所、支援実績は様々である。 ・調査した市町村の約6割で、地域包括支援センターで対応困難とされた事案に対応している。 ○ 認知症高齢者への初期集中支援の実績や効果を把握・分析するためには、支援チームによる支援状況だけではなく、従来から行われている地域包括支援センター等による認知症高齢者への支援状況を含めた観点から、一体的に捉える必要がある。 ○ 認知症初期集中支援については、認知症地域支援推進員との情報連携の体制を評価するととどまっている。 	<p>て、地域の実情に応じた支援スキームを市町村に対して示すなどの対応を検討している。</p> <p>支援チームの活動に係る効果については、令和元年度健康増進等事業による「認知症初期集中支援チーム設置後の効果に関する研究事業」の結果を踏まえ、各地域における認知症をめぐる実情は異なることから、それぞれの地域で一定の指標に基づいて評価・検証することが適当と考え、特に重要・有用と考えられる指標（例えば、「医療/介護引継」（介入時に医療（又は介護）サービスにつながっていない対象者のうち支援終了時に医療（又は介護）サービスにつながった対象者の割合）を重要な指標と位置付け）や経年的な評価、評価結果の地域全体の認知症初期集中支援体制の構築への反映などについて、「「認知症初期集中支援チーム設置後の効果に関する研究事業」の周知について」（令和2年7月20日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡）により、市町村に周知するとともに、評価への活用を促した。</p>
<p>(2) 医療センター運営事業の目的に即した評価の推進 (所見)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、医療センター運営事業の目的が「地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ること」であることを踏まえ、次の措置を講ずる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 都道府県等による各医療センターの事業内容の評価の要否を検討すること。 ② 圏域ごとや都道府県全体で医療センターの医療提供に関する機能及び体制を評価することについて、医療センター実施要綱に明確に位置付けること。 <p>併せて、医療センターにより実績報告書の鑑別診断件数及び専門医療相談件数の計上方法が区々とならないよう改善方を講ずること。</p> </div>	<p>→ 令和2年度健康増進等事業において、「認知症疾患医療センターの事業評価および質の管理に関する調査研究事業」を実施し、保健医療関係者、認知症医療に関する有識者等により構成する検討委員会において検討を行い、令和3年3月29日に「認知症施策等総合支援事業の実施について」（平成26年7月9日付け老発0709第3号厚生労働省老健局長通知）を一部改正した（「医療センター実施要綱」の一部改正を含む。）。</p> <p>この要綱改正において、都道府県等は、「都道府県認知症疾患医療連携協議会（都道府県内の保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、地域包括支援センター等により組織）を設置し、当該都道府県における事業の着実な実施に向けた取組に関する検討及び地域連携体制の推進を図る」旨や、「医療センターが実施する事業の実施状況を収集・分析するとともに、地域の実</p>

勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>＜制度の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、「認知症疾患医療センター運営事業」(以下「医療センター運営事業」という。)を実施。医療センター運営事業の目的は、都道府県及び指定都市(以下「都道府県等」という。)が、「認知症疾患医療センターを設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う。また、必要に応じて診断後等の日常生活支援を実施することにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ること」とされている。 ○ 認知症疾患医療センター(以下「医療センター」という。)は、地域における認知症医療提供体制の拠点。専門的医療機能(鑑別診断とその初期対応、症状増悪期の対応、専門医療相談など)、地域連携拠点機能(認知症疾患医療連携協議会の設置、運営など)、日常生活支援機能(診断後の相談支援など)を持つ。 ○ 都道府県等は、「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」(以下「医療センター実施要綱」という。)に基づき、自ら指定した各医療センターの事業内容について、専門的医療機関としての機能及び地域連携拠点機関としての機能に着目した事業評価を行うこととされている。 <p>＜主な調査結果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県等が行うこととされている各医療センターの事業評価は、約5割が未実施 ○ 医療センター運営事業の目的は、地域の認知症医療提供体制の構築であるが、医療センター実施要綱では、圏域ごとや都道府県全体で医療センターの医療提供に関する機能及び体制を評価することが明確に位置付けられていない。 	<p>情を踏まえて、当該都道府県等における医療センター運営事業の実施状況を評価し、必要な課題等を抽出し、問題解決に向けた取組等を検討する(検討に当たっては協議会を活用する)旨を、都道府県の責務等として明確化した。</p> <p>また、都道府県等向けの手引書(「認知症疾患医療センター運営事業の質の確保に向けた取組のための手引書」)を作成・配布(令和3年4月)し、医療センター運営事業を着実に実施し、事業の質を高めていくためには、都道府県において地域の実情に応じた医療センター運営事業の在り方を検討し、それに基づいて事業を計画し(Plan)、それを実施するとともに(Do)、その実施状況を評価し(Check)、評価の結果に基づいて事業を改善させていく(Act)プロセス、すなわちPDCAサイクルを稼働させることが重要であり、同協議会がそのようなPDCAを稼働させる場として機能する必要がある旨を示すなど、医療センター運営事業の評価が、都道府県域における機能・体制の評価であることを明確化した。</p> <p>また、事業実績報告書の記載内容について、現状を適切に把握・分析するため、データ入力のルール統一化・明確化、記入漏れの防止を図るよう、令和3年1月に記載に関する留意事項の見直し等を行った。</p>

勧告事項	厚生労働省が講じた改善措置状況
○ 調査した都道府県の約4割で、評価の基礎資料となる事業実績報告書の鑑別診断件数等の計上方法が医療センターによって異なっている。	